

四日市市告示第 172 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を決定する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和7年 3 月 28 日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域決定)

整 理 番 号	路線名	起 点 終 点	幅員 (m)	延長 (m)
1	茂福75号線	茂福町1649-5 茂福町1649-6	7.0～7.1	32.0
2	羽津鵜38号線	大字羽津字班鳩戊672-1 大字羽津字班鳩戊672-11	6.0～12.0	42.3
3	羽津鵜39号線	大字羽津字班鳩戊672-3 大字羽津字班鳩戊672-3	6.0～9.6	14.2
4	ときわ70号線	ときわ三丁目573-1 ときわ三丁目573-8	6.0～9.5	42.2
5	東日野109号線	東日野町字天王森479-1 東日野町字天王森468-1	6.0～9.5	53.8
6	平津27号線	平津町字荒八井406-4 平津町字荒八井406-2	6.0～11.6	38.7